

# 地域づくり県土警察常任委員会資料

(令和元年7月19日)

[件名]

- 1 津波災害に係る警戒避難体制強化に向けた取組について  
(危機管理政策課) … 1
- 2 災害時のドローン活用に関する県内事業者との応援協定の締結について  
(危機管理政策課) … 3
- 3 鳥取県中部地震記録誌の作成について  
(危機管理政策課) … 4
- 4 島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の状況等について(第53報)  
(原子力安全対策課) … 5
- 5 島根原子力発電所1号機廃止措置の実施状況等について(第5報)  
(原子力安全対策課) … 7
- 6 安定ヨウ素剤の事前配布について  
(原子力安全対策課) … 8
- 7 鳥取県消防体制研究会の取りまとめについて  
(消防防災課) … 10
- 8 第65回鳥取県消防ポンプ操法大会の開催結果について  
(消防防災課) … 15

危機管理局



# 津波災害に係る警戒避難体制強化に向けた取組について

令和元年7月19日  
危機管理政策課  
河川課

鳥取県では、平成30年3月の津波防災地域づくりに関する法律（以下「津波法」という。）第8条に基づく津波浸水想定区域の作成・公表に続いて、津波災害に係る警戒避難体制の強化を図るため、津波法第53条に基づく「津波災害警戒区域（イエローゾーン）」の指定に向けて、関係市町村（沿岸部の9市町村）と調整を進めています。

この度、警戒区域指定に当たり、関係市町村からの意見も踏まえ、住民等への周知を目的に、警戒区域指定（案）等の事前公表（任意手続）を開始したので、その概要等について報告します。

## 1 津波災害警戒区域（イエローゾーン）等の指定効果と全国の指定状況

区域	指定に伴う効果等	全国の指定状況
【今回指定】 警戒区域 (イエローゾーン)	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波に対して適切な避難場所の高さの目安となる「<u>基準水位</u>」を公表（県のホームページや市町村のハザードマップで10mメッシュ表示）</li> <li>建築や開発行為の制限はない</li> </ul> <p>&lt;指定に伴い義務化されるもの&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の取組強化（ハザードマップの作成周知、避難場所・避難経路の確保、避難訓練の実施 等）</li> <li>要配慮者利用施設の取組強化（避難計画作成、避難訓練実施）</li> <li>宅地建物取引業者の取引時における重要事項説明</li> </ul>	(指定済)11道府県 (中国5県) 山口…H28指定 広島…H31.3指定 島根・岡山…未指定
【今後検討】 特別警戒区域 (オレンジゾーン)	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築や開発行為に制限あり（要配慮者利用施設のみ）</li> </ul> <p>※市町村の条例により、本区域内で要配慮者利用施設以外の住宅等の建物についても開発・建築行為を制限する区域をレッドゾーンとして指定できる。</p>	(指定済) 静岡県伊豆市のみ

## 2 事前公表の概要

### 1) 事前公表内容

津波災害警戒区域指定の公示に係る図書（案）、説明資料（Q&A）のHP公表、県及び対象市町村での縦覧

### 2) 公表期間

令和元年7月10日（水）から8月30日（金）まで

### 3) 閲覧場所

【 県 】 危機管理局危機管理政策課、県土整備部河川課

【市町村】 岩美町総務課、鳥取市危機管理課、湯梨浜町総務課、北栄町総務課、琴浦町総務課、大山町総務課、日吉津村総務課、米子市防災安全課、境港市自治防災課

## 3 これまでの経過等

- 平成30年3月 津波浸水想定公表【津波法第8条】
- 平成30年6月～平成31年1月 関係市町村防災担当者勉強会・意見交換会
- 平成31年2月 津波災害警戒区域指定に係る意見照会【津波法第53条】<sup>(※1)</sup>
- 令和元年7月10日～8月30日 津波災害警戒区域指定（案）等の事前公表
- 令和元年7月下旬～8月上旬 関係市町村を対象とした説明会・意見交換会

### (※1) 意見照会結果

- 鳥取市、岩美町、湯梨浜町、北栄町、琴浦町、大山町、日吉津村・・・異議なし
- 米子市、境港市・・・指定に伴う影響等について住民への事前周知が必要

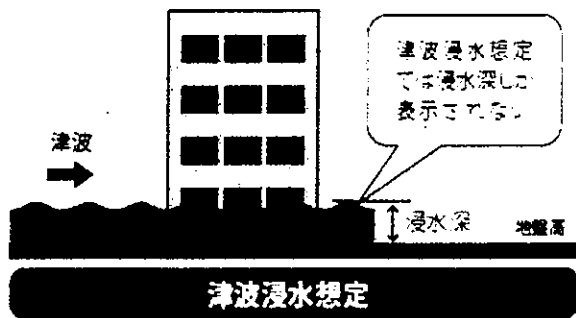
## 4 今後の予定

事前公表の終了後、速やかに指定に向けた手続きを進め、関係市町村とも連携し津波災害に係る警戒避難体制整備に取り組みます。（関連予算（6月補正）：鳥取県地震津波対策推進事業：4,200千円）

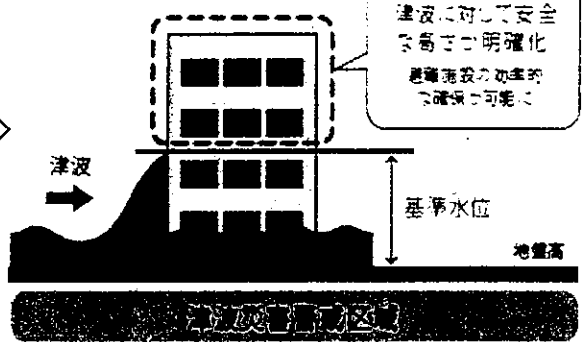
また、津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定についても、関係市町村の意見を聞きながら検討を進めていく予定です。

**基準水位とは**

○従来の浸水深



○基準水位



**津波防災地域づくりに関する法律(抜粋)**

**【津波災害警戒区域】※イエローゾーン**

第五十三条 都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民その他の者（以下「住民等」という。）の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができる。

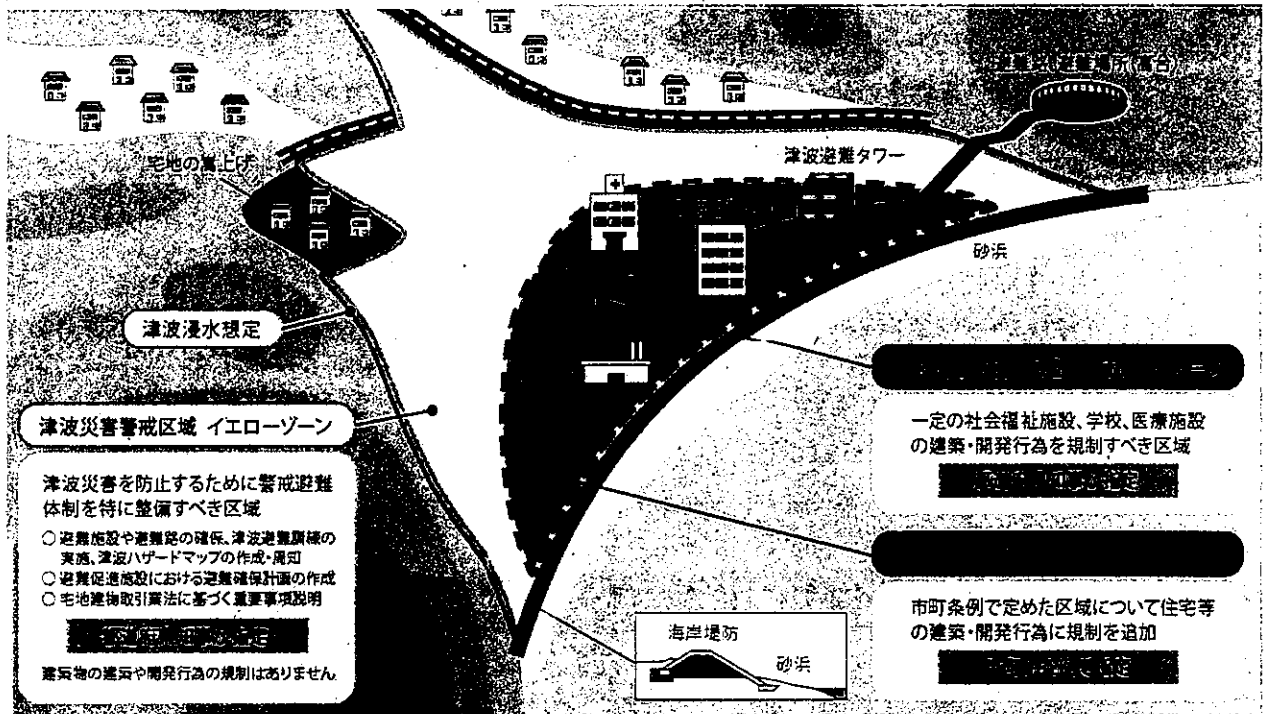
2 前項の規定による指定は、当該指定の区域及び基準水位（津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であって、津波の発生時における避難並びに第七十三条第一項に規定する特定開発行為及び第八十二条に規定する特定建築行為の制限の基準となるべきものをいう。以下同じ。）を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を公示しなければならない。

5～6 略

**【津波災害特別警戒区域】※オレンジゾーン**



第72条 都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、警戒区域のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為（都市計画法第四条第12項に規定する開発行為をいう。次条第一項及び第80条において同じ。）及び一定の建築物（居室（建築基準法第2条第4号に規定する居室をいう。以下同じ。）を有するものに限る。以下同じ。）の建築（同条第13号に規定する建築をいう。以下同じ。）又は用途の変更の制限をすべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定することができる。

2～6 略

# 災害時のドローン活用に関する県内事業者との応援協定の締結について

令和元年7月19日  
危機管理政策課

鳥取県と県内のドローン操縦者養成校二校（株式会社 skyer 及び学校法人柳心学園）の間で、災害時のドローンによる被害状況等の調査等に関する応援協定を締結しました。

## 1 協定の概要

### (1) 協定の名称

災害時等における無人航空機による協力に関する協定

### (2) 協定の目的

災害時のドローンによる被害状況等の調査について、県内のドローン操縦者養成校二校から、操縦者と機材の応援を受けることにより、より迅速な調査を行うことを可能とする。

### (3) 協定内容

- ・無人航空機を活用して、被災状況等の情報収集を行うこと。
- ・県は必要に応じて協力要請をするものとし、両事業者は、可能な限り協力するように努める。
- ・その他、協力活動に要した費用、協力要請に伴い両事業者の構成員及び無人航空機に生じた損害（第三者に対する損害を含む。）の補償の取扱いなどを定める。

## 2 協定締結者

### (1) 株式会社 Skyer（スカイヤー）

所在地：西伯郡大山町加茂2037-3

代表者：代表取締役 宇佐美 孝太

事業：ドローンスクール、ドローン導入コンサルティング、映像撮影

### (2) 学校法人柳心学園（米子自動車学校ドローン安全大学校）

所在地：米子市旗ヶ崎二丁目15番1号

代表者：理事長 柳谷 由里

事業：自動車学校、ファッションビジネス学校、ドローンスクール

## 3 協定締結式

(1) 日時 6月27日（木）午前10時00分から10時30分まで

(2) 場所 知事公邸 第1応接室

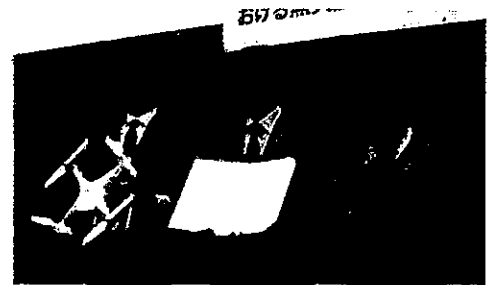
(3) 相手方の出席者

ア 株式会社 Skyer（スカイヤー）

- ・代表取締役 宇佐美 孝太（うさみ こうた）氏
- ・インストラクター 吉田 博史（よしだ ひろふみ）氏
- ・インストラクター 岩本 克巳（いわもと かつみ）氏

イ 学校法人柳心学園（米子自動車学校ドローン安全大学校）

- ・理事長 柳谷 由里（やなぎたに ゆり）氏
- ・米子自動車学校参事兼未来本部未来貢献本部長 渡部 昇（わたなべ のぼる）氏



## 4 応援協定の効果

県保有のドローン、操縦者の所在は東部地区に偏っており、手薄な中部地区、西部地区における県災害応援隊ドローンチームの補完が期待できる。

- ・災害時には、県庁ドローンチームの登録職員が災害対応業務に従事しなければならず、すぐには現場に出向けない場合なども想定される。
- ・県ドローンチームの登録操縦者及び県が保有するドローン機材は東部地区を中心に配置されており、現場到着までに時間を要する場合も考えられる。
- ・今回の協定先は、複数のドローン操縦指導者を有していたり、県内各所に所在するドローン操縦者等とのネットワークを有しているほか、夜間飛行などにも対応可能であるため、より迅速な調査活動の実施につながる事が期待できる。

# 鳥取県中部地震記録誌の作成について

令和元年7月19日  
危機管理政策課

平成28年10月21日に発生した鳥取県中部地震について、この地震の対応記録や教訓などを後世に伝えるとともに、今後の地震防災対策に活用するため、鳥取県中部地震の発生から復興の状況についてとりまとめた記録誌を作成しました。

## 1 記録誌の主な内容（目次）

### 第1章 震災への備え ～これまでの経験と予兆～

- I 本県の地震に対する事前対策
- II 鳥取県中部地震の背景

### 第2章 震災の記録

#### 第1節 震災の記録

- I 地震の概要
- II 被害の状況
- III 応急対策活動
- IV ライフライン・インフラ応急対策
- V 災害関連死ゼロを目指した取組み

#### 第2節 被災者の住宅・生活再建支援

- I 被災建築物の応急危険度判定、被災宅地の応急危険度判定
- II 被災証明の発行
- III 住宅再建支援制度
- IV 支援施策の概要
- V 災害ケースマネジメント

#### 第3節 地震を教訓とした取組み ～復興を目指して～

- I 復興対策
- II 地震を教訓とした取組み

第3章 震災を振り返って ～震災体験談～ ※行政関係者、民間団体関係者等36名に寄稿を依頼

第4章 中部地震関連新聞記事

第5章 知事記者会見録



## 2 配布先等

### (1) 配布先

- ・県内各市町村、各都道府県、内閣府、消防庁、防災関係行政機関、県防災顧問などに配布した。
- ・県立図書館、各市町村立図書館にも送付し、県民が閲覧できるようにした。

### (2) その他

- ・記録誌は鳥取県ホームページ（とりネット）においても電子媒体版を公開しています。  
（公開URL）<https://www.pref.tottori.lg.jp/285267.htm>

島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の状況等について（第53報）

令和元年7月19日

原子力安全対策課

平成25年12月25日に申請が行われた島根原子力発電所2号機並びに平成28年7月4日に申請が行われた同2号機に係る特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）に係る原子力規制委員会の新規制基準適合性審査会合の状況等は次のとおりです。

1 島根原子力発電所2号機に係る審査会合

回数（開催日）	議題	主な説明内容及び原子力規制委員会のコメント
109回目 （6月18日）	【地震】	1 弾性設計用地震動 $S_d$ の設定 基準地震動 $S_s$ による施設の安全機能保持を確認するために用いる弾性設計用地震動 $S_d$ の設定について説明した。 2 液状化影響 液状化試験で敷地内が液状化しないことを確認し、液状化による構造物への影響を評価する手法について説明した。
	原子力規制委員会からの主なコメント	○審査継続 液状化試験のサンプル数が少ないため、試験地点を増やす等の追加調査の実施について検討すること。
110回目 （6月27日）	【津波】 【設計基準 事故対策】	1 耐津波設計（津波荷重） 3次元津波シミュレーションを使って、防波壁に作用する津波の波圧を計算し、その影響について説明した。
	原子力規制委員会からの主なコメント	○審査継続 1 他プラントの先行審査では3次元津波シミュレーションの活用事例がないため、3次元津波シミュレーションで過去の津波を再現するなどをして、3次元津波シミュレーションの信頼性について確認すること。 2 これまでの指摘事項をカテゴリーごとに分類し、指摘事項同士の関係性等を整理すること。
111回目 （6月28日）	【津波】	1 基準津波 新たに1号放水連絡通路防波扉（発電所敷地東端）を評価地点として基準津波を再検討し、既に策定済みの基準津波に影響しないことを説明した。
	原子力規制委員会からの主なコメント	○審査継続 1号放水連絡通路防波扉を基準津波の評価地点から除外していた経緯について、説明すること。
112回目 （7月2日）	【津波】 【設計基準 事故対策】	1 防波壁両端が接続する地山の健全性（島根固有の論点） 地山の地質調査の結果を示し、基準地震動や基準津波に対する健全性について説明した。 2 地すべり、土石流影響評価 文献調査と現地調査を実施し、地すべりや土石流によって安全機能が損なわれないことを説明した。
	原子力規制委員会からの主なコメント	○審査継続 1 地山の健全性については、今後、地震・津波関係の審査チームで審査を行う。 2 地すべり地形を抽出した方法の妥当性や他プラントの先行審査実績との相違点等について整理し、検討を行うこと。

2 特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）に係る審査会合

\*前回の報告（平成28年9月15日）以降の審査会合

回数（開催日）	議題	概要
開催なし		*直近は平成28年9月13日の1回目

## 島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の進捗状況 (ゴシック:審査済)

区分	議題	回数*	主な審査の状況等
申請概要等		5	主要な論点(24項目)を規制庁が提示。審査の進め方を確認。審査説明資料の追加提出について中国電力が説明。
地震	震源を特定して策定する地震動	20	宍道断層の評価長さを約39kmとし、宍道断層と鳥取沖西部断層が連動せず、777ガルとすることです(審査済)。
	震源を特定せず策定する地震動	1	検討対象16地震の内、鳥取県西部地震と留萌支庁南部地震を対象とし、申請当初より大きな620ガルとすることです(審査済)。
	地下構造評価	4	解析モデルは3号機地盤の1次元モデルの採用です(審査済)。
	敷地の地質・地質構造	2	敷地内に破碎帯、活断層はないこと、敷地に分布するシームは少なくとも後期更新世以降活動していないことです(審査済)。
	基準地震動	4	震源を特定して策定する基準地震動としてSs-D、Ss-F1、Ss-F2を、震源を特定せず策定する基準地震動としてSs-N1、Ss-N2とし、最大で820ガルとすることです(審査済)。
	耐震設計方針	5	設計方針を説明し、今後の審査で論点となることを説明。
	地盤・斜面の安定性	0	—
津波	基準津波	8	日本海東縁部の地震による津波及び敷地前面海域(F-Ⅲ～F-V断層)の地震による津波を基準津波1から基準津波6として策定し、最高水位11.6mとすることです(審査済)。
	耐津波設計方針	4	敷地に津波が侵入せず、海とつながる経路からの津波による漏水の影響もなく、取水機能も保持され、津波防護を達成した設計であることを説明。
重大事故対策	確率論的リスク評価(PRA)	5	重大事故等対策を実施する前のプラントにおいて、重大事故に至る確率について説明。
	事故シーケンスの選定	4	新規制基準において対策が義務づけられたシビアアクシデント対策の有効性評価を行う事故シーケンスグループの選定について説明。
	有効性評価	13	選定された事故シーケンス毎に、新規制基準により義務づけられたシビアアクシデント対策が有効に機能するかどうかについて説明。
	解析コード	4	有効性評価で用いた解析プログラムについて説明。
	原子炉制御室	1	事故発生時にも原子炉制御室が有効に機能することを説明。
	水素対策	1	水素爆発防止対策(電源を必要としない水素処理装置や水素濃度監視装置など)を説明。
	緊急時対策所	1	重大事故等対処要員が滞在し、プラント情報を把握するための設備や発電所内外との通信設備等及びそれらの運用を説明。
	フィルタ付ベント設備	6	申請時から新たにヨウ素フィルタ(銀ゼオライト)、弁を追加。全体設計、フィルタ性能、運用方法等について説明。
設計基準事故対策	竜巻	5	設計竜巻の最大風速を引き上げ(69m/s→92m/s)。
	火災	6	発電所建物の内部・外部で起こりうる火災について説明。
	内部溢水	5	地震による配管破断や津波による浸水、消火活動における放水等により、原子炉施設内部で漏水事象が発生した場合においても、安全上重要な設備の機能が損なわれないことについて説明。
	火山	2	火山灰の堆積厚さについて、三瓶山と大山の火山活動等の不確かさを考慮し、当初申請の2cmから30cmに見直すことを説明。
	外部事象	3	設計上考慮すべき外部事象を選定し、それらによる影響がないことを説明。
	保安電源設備	1	外部送電線の独立性、非常用発電機の多重化及び燃料の確保等を説明。
	静的機器の単一故障等	14	静的機器の単一故障設計、誤操作防止対策、圧力バウンダリ、通信連絡設備、監視測定設備、共用設備、安全施設、燃料プール、エアロゾルのDFを説明。
[年度別審査会合数] H25:4回、H26:36回、H27:32回、H28:11回、H29:7回、H30:12回、H31(R1):10回			

\* 1回の審査会合で複数の議題を審査しており、年度別審査会合数と一致しない。



## 島根原子力発電所1号機廃止措置の実施状況等について（第5報）

令和元年7月19日  
原子力安全対策課

中国電力は、平成29年7月28日に島根原子力発電所1号機の廃止措置作業に着手し、現在、解体工事準備期間（廃止措置の第1段階、2021年度まで）として、解体工事に向けた汚染状況の調査、汚染の除去、新燃料の搬出及び放射線管理区域外の設備の解体撤去を行っています。

この度、1号機中央制御室の制御盤の一部撤去・搬出作業が行われましたので、実施状況を現地で確認しました。

### 《解体撤去作業の確認》

#### 1 日時

6月27日（木）午後2時から午後3時45分まで

#### 2 解体設備（1号機中央制御室制御盤）

- ・制御盤の撤去については、廃止措置段階においても機能維持要求のあるシステムを確認し必要な機能を移設した上で撤去。
- ・今回の撤去対象制御盤は、1号機中央制御室内にある約60面の制御盤のうち17面。このうち8面は、7月上旬を目途に撤去完了予定。残り9面の撤去は今後時期を調整予定。
- ・制御盤撤去後のスペースには、2号機重大事故時に運転員の被ばく低減のために使用する部屋を設置予定。



（中央制御室内からの撤去・搬出作業風景）

#### 3 確認した内容

- ・撤去作業は5月27日から着手しており、6月27日は制御盤（4面）の撤去・搬出作業状況を確認。（なお、制御盤の実装機器は既に撤去済み）
- ・撤去された制御盤を5名程度の作業員が中央制御室内を慎重に移動させ室外に搬出していることを確認。撤去・解体後は、産業廃棄物（鉄くず）として処理予定。
- ・今後の撤去予定設備については、発電所で作られた電気を送電線に送るために電圧を上げるための機器である主変圧器を候補として考えているとのこと。

### 【参考】

#### 1 島根1号機廃止措置の概要

平成27年度に認可された廃止措置計画に基づき、2045年までの約30年を4つの段階に区分し、島根1号機のすべての施設・設備を解体撤去していきます。

#### 2 廃止措置の第1段階の作業進捗状況

項目	主な作業	期間
燃料搬出及び譲渡し	・新燃料の除染、搬出	H30.9.7に新燃料の搬出完了
汚染状況の調査	・原子炉格納容器内設備の放射化汚染調査及び評価	H29.8.9～実施中 (R4.3.31まで)
	・管理区域内建物、機器の表面汚染調査及び評価	H29.7.28～実施中 (R4.3.31まで)
汚染の除去	・除染範囲選定及び方法の検討	H29.8.28～実施中
管理区域外の設備・機器の解体撤去	・解体機器選定及び方法の検討 ・管理区域外設備解体撤去工事 (窒素ガス制御設備) (中央制御室制御盤(一部))	H29.8.9～実施中 H30.12.3～実施中 (H30.12.28完了) (R1.5.27～実施中)

# 安定ヨウ素剤の事前配布について

令和元年7月19日  
医療・保険課  
原子力安全対策課

県と米子市及び境港市は、原子力災害発生時に安定ヨウ素剤の服用を適時かつ円滑に行うため、昨年度に引き続き、下記のとおり本年10月に安定ヨウ素剤の事前配布を行います。

## 記

### 1 安定ヨウ素剤を事前配布する目的

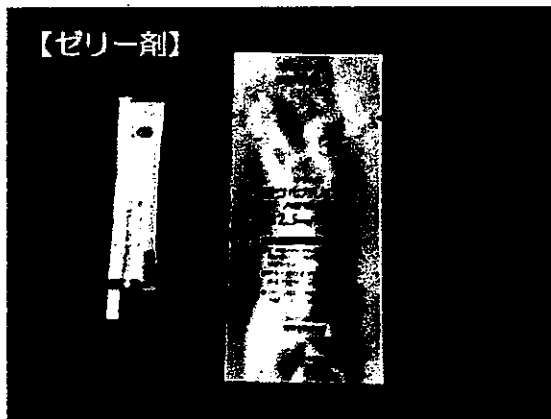
- ・原発事故が起きた際、原発から周囲に放出される主要な放射性物質の一つに「放射性ヨウ素」があるが、安定ヨウ素剤を服用しておくことにより、この放射性ヨウ素が甲状腺に蓄積することを防ぎ、甲状腺がんの発生リスクを抑える効果がある。
- ・そのため、国や県等から服用指示があった際には、最寄りの一時集結所に備蓄している安定ヨウ素剤を服用していただくことになるが、障がいや病気などのため速やかに一時集結所等で受け取ることが困難な方に対して、事前配布するもの。

### 【国の原子力災害対策指針】

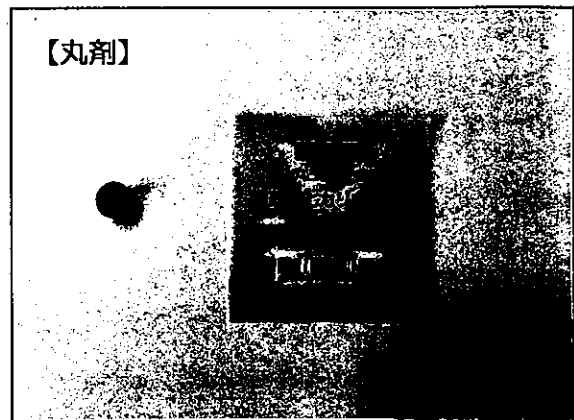
○PAZ（原発5キロ圏内）では事前配布の体制を整備する必要があるとされているが、UPZ（原発5～30キロ圏内）では、避難等の際に学校や公民館等で配布する等の配布手続きを定め、適切な場所に備蓄すると規定。

例外的に、避難等の際に学校や公民館等の配布場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定される地域等においては、地方公共団体が必要と判断する場合には、事前配布できる。

### 【事前配布する安定ヨウ素剤】



※3歳未満の乳幼児が対象



※3歳以上が対象

### 【配布する安定ヨウ素剤の種別・服用量】

区 分	ヨウ化カリウム量	種別・服用量
生後1ヶ月以上～3歳未満	32.5 mg	ゼリー剤・1包
3歳以上～小学6年生	50 mg	丸剤・1丸
中学生以上	100 mg	丸剤・2丸

### 2 事前配布の対象地域

UPZ圏内（島根原子力発電所から概ね5km～30km圏内）

※境港市にあつては全域、米子市にあつては30kmの境界の自治会を含む地域

### 3 事前配布の対象者

上記2の地域に居住する住民のうち、次の要件に該当し、事前配布を希望する者

#### 【要件】

原子力災害発生時に安定ヨウ素剤を一時集結所で配布する際に、以下のような理由により速やかに受け取ることができない者

- ①障がいや病気により緊急時に受け取りに行くことが難しい
- ②高齢者や障がい者、小さい子ども等が世帯におり、緊急時に受け取りに行くことが難しい
- ③緊急時に受け取る場所（一時集結所）までの距離が遠い
- ④その他①～③に準ずる理由がある

### 4 事前配布説明会の日程及び会場

住民が可能な限り参加しやすいように、平日と休日、日中と夜間を組み合わせ、それぞれ4回開催予定。

#### 【米子市居住者】

開催日	時間	会場
10月4日(金)	19:00～21:00	崎津公民館
10月5日(土)	19:00～21:00	彦名公民館
10月7日(月)	14:00～16:00	和田公民館
10月20日(日)	14:00～16:00	夜見公民館

#### 【境港市居住者】

開催日	時間	会場
10月6日(日)	19:00～21:00	境港市保健相談センター
10月11日(金)	14:00～16:00	
10月19日(土)	14:00～16:00	
10月25日(金)	19:00～21:00	

### 5 受取方法

- ①3に該当する者は、米子市、境港市、県西部総合事務所福祉保健局の窓口やホームページで配布申請書入手し、米子市又は境港市に郵送等で提出する。

**【申請受付期間】… 令和元年8月1日～8月30日**

- ②自宅等に送付される案内により、上記の事前配布説明会に参加する。
- ③事前配布説明会で医師等から必要な説明や問診を受けた後、安定ヨウ素剤を受け取る。  
※ただし、ヨウ素過敏症等により服用できないと医師に判断された場合は配布しない。

#### 【安定ヨウ素剤の副作用】

- ・安定ヨウ素剤を服用した際に、まれに副作用（一般的な過敏症、嘔吐、下痢、頭痛、息切れなど）により体調に異変が起こる場合がある。

### 6 配布後の管理及び薬剤の交換

- ・安定ヨウ素剤については、国・県又は市の指示があつてから服用しなければならないので、服用指示があるまでは配布された安定ヨウ素剤を誤って服用したり、紛失しないように適切に保管・管理する必要がある。
- ・UPZ圏外に転出等をする場合には、その際に安定ヨウ素剤を各市に返却する。
- ・その他、安定ヨウ素剤の使用期限（丸剤は製造後5年、ゼリー剤は製造後3年）が到来する前に交換したり、一定年齢の到達により薬剤の種別や服用量を変更する必要がある。

### <参考> 平成30年度安定ヨウ素剤事前配布の実績

228人に配布。対象人口（72,052人）に占める配布率は約0.31%であった。（単位：人）

区分	申請	配布	辞退等	事前配布説明会の開催状況
米子市	83	69	14	計3回(9/29, 10/11, 10/14)
境港市	192	159	33	計3回(10/3, 10/11, 11/18)
合計	275	228	47	

## 鳥取県消防体制研究会の取りまとめについて

令和元年7月19日  
消 防 防 災 課

人口減少社会の到来及び高齢化の進展を踏まえ、消防を取り巻く状況、本県の消防力の現状と課題等を確認し、10年程度先の消防体制について「鳥取県消防体制研究会」において議論を重ねてきました。

研究会は平成30年度に計4回開催するとともに県政参画電子アンケートの実施や、研究会の専門部会である「指令業務の共同運用に関するワーキンググループ」での検討を行い、このたび結果を取りまとめました。

### 【取りまとめの概要】

#### ○ 県内消防の現状

本県の常備消防組織は、昭和50年前後に組合消防を発足し三消防体制となっている。消防職員数は十分とは言えないが、管轄人口1万人当たりの消防職員数は全国平均を上回っている。一方、車両数は全国平均並かそれを上回る水準を確保している。また、非常備消防組織は、団員数は減少傾向にあり、条例定数に対する充足率も低下してきている。さらに高齢化、被用者化も進んでいる。

#### ○ 検討のポイント

##### (1) 周辺部での消防力の維持充実

消防署や消防車両、消防職員を増やすことは容易ではないため、隣接する消防局が管轄区域を越えて応援する体制を強化するなどにより、消防力の維持充実を図ることについて検討する。

##### (2) 全員参加による地域防災力の向上

#### ○ 検討結果

##### (1) 消防局相互の連携協力

###### ア 相互応援の拡充

住民サービスの観点からは、一定の地域の出動事案発生時には応援出動することを原則とすることはサービス向上につながるが、そのためには十分な検討が必要である。

###### イ 指令業務の共同運用の導入の必要性の有無に関して検討すべき論点

県内の各消防局で指令業務に従事する職員による検討を行った結果、共同運用の効果と課題について明確にするためには、次の(ア)から(キ)までの論点を検討する必要がある。

(ア) 管轄区域外への出動 (イ) 部隊運用 (ウ) 費用 (エ) 指令員の数 (オ) 消防局との連絡体制 (カ) バックアップシステム (キ) 無線設備

##### (2) 消防団の充実強化 消防団は、出動事案が発生した際には、幅広い活動が期待されている。

#### ○ 今後の検討

今後は、平素行われている消防力の維持充実の検討の一つとして、必要に応じて実務者（消防局職員、行政職員）で研究する。その後、更に幅広い意見を聞く必要が生じた場合には有識者や県民の意見を聞く場を改めて設けるものとする。

※ なお、鳥取市と東部広域から、点線の部分は研究会で了承されたものではないとの理由により削除を求める意見があったが、研究会で座長が提案され、多くの委員からは異論がなかったものであることから削除は行わず、鳥取市と東部広域から削除を求める意見があったことを併記した。

### 【消防体制研究会の開催状況等】

第1回 平成30年12月27日（鳥取県の消防の現状、本県の消防力の維持・充実策について）

第2回 平成31年2月18日（将来の救急需要の予測、指令業務の共同運用について）

第3回 平成31年3月12日（消防団の充実強化策について）

第4回 平成31年3月19日（指令業務の共同運用に関するWGの検討状況、研究会の中間取りまとめ(案)について）

※この他「指令業務の共同運用に関するワーキンググループ」を4回開催

### 【委員】

杓見吉晴（座長）、山代豊、田中響、松井克英、千熊徹夫、安達典子、船越伸子、鳥取市、米子市、倉吉市、八頭町、北栄町、日南町、東部消防局、西部消防局、中部消防局

## 平成30年度鳥取県消防体制研究会取りまとめ

## 1 研究会の目的

人口減少社会の到来及び高齢化の進展を踏まえ、消防を取り巻く状況、本県の消防力の現状と課題等を確認し、10年程度先の消防体制について研究することにより、将来に亘って持続可能な消防体制と消防力の維持・充実を目指すことを目的に、本研究会を設置した。

## 2 県内消防の現状

## (1) 常備消防

本県の常備消防組織は、常備化と同時に、昭和47(1972)年4月に中部市町村、昭和51(1976)年に西部市町村、昭和53(1978)年に東部市町村が組合消防を発足して三消防本部体制となり、現在に至っている。

各消防局の管轄区域は、それぞれが広域行政圏及び二次医療圏と一致しており、住民の間に定着している。

現在、全国には728の消防本部があるが、本県の各消防局は、管轄人口、面積ともに広域化が進んでおり、規模の観点で消防力に課題のある状況ではない。

消防力の整備指針に対する消防職員の充足率は、全国平均では77.4%であるのに対し鳥取県では62.6%となっており、消防職員数は十分とは言えないが、管轄人口1万人当たりの消防職員数は全国平均を上回っている。

一方、車両数は全国平均並かそれを上回る水準を確保している。

## (2) 非常備消防

本県の非常備消防組織は、市町村ごとの19の消防団であるが、団員数は減少傾向にあり、条例定数に対する充足率も低下してきている。

また高齢化、被用者化も進んでいる。

なお、管轄人口当たりの団員数を比較すると、市町村によって大きく異なり、報酬の額にも差がある。

消防団のポンプ自動車、小型動力ポンプの保有状況を見ると、人口当たりの保有台数では全国平均を大きく上回っている。

## 3 県内消防の将来見通し

## (1) 人口

県内人口は、平成12(2000)年以降減少を続けており、平成42(2030)年頃には56万人程度になると見込まれている。年齢別人口の推移では、65歳以上の高齢者の数はあまり変わらず、15歳未満の若年者及び15歳以上65歳未満の生産年齢人口の減少が著しい。また、地域別に人口の推移をみると、山間地の人口減少が著しく、都市部への移動が進むと見込まれている。

## (2) 119番通報、緊急出動

119番通報の4分の3を占める救急出動の見込みについて、平成27(2015)年から平成29(2017)年の3か年の平均に基づく年齢別の搬送者割合を用いて試算すると、平成47(2035)年までは増加し、増加率は平成32(2020)年と比べて5%程度となった。また、出火件数や火災による死傷者数は、年によって増減はあるが、大きな変化はないものと見込まれる。

## (3) 予防業務

危険物施設は減少し続けている一方で、防火対象物は増加しているため、予防業務全体の業務量に大きな変化はないものと見込まれる。しかし、今後、高齢化、過疎化が一層進行すれば、住民による火災の発見や初期消火が難しくなることから、火災の発生を防止する予防業務の重要性が高まると考えられる。特に、防火対象物ではなく予防上の規制がほとんどない一般住宅の火災予防対策に取り組んでいく必要がある。

## 4 県民アンケートから見た消防への期待

消防職員が現場に到着するまでの時間については、大きな問題はないとの意見が多数であるが、20分以上かかるような地域はなくすよう山間部の体制の強化を求める意見も多かった。

救急需要が増加することに関しては、救急車の増加を求める意見は半数に満たず、救急車の利用を減らす対策を求める意見が多かった。

消防団への入団については、都合がつけば入団してもよいとの意見が過半数を占めている。また、団員数については、現状程度を維持すべきとの意見と、減らしてもよいとする意見がほぼ同じであった。

消防団に行ってほしい活動については、日常の活動としては、消防ポンプや水利の点検、避難の備え、救助や救命法の訓練が、災害時の活動としては、避難誘導、安否確認、救助活動が、比較的多い意見であったが、それ以外の活動についても1割以上の人が行ってほしいとした。

## 5 検討のポイント

### (1) 周辺部での消防力の維持充実

管轄区域の境界に近い地域では、高齢化、過疎化が進み、消防署所から遠距離の地域も少なくないため、出動事案が発生したときに常備消防が素早く駆け付けることが困難な状況にある。一方で、消防署や、消防車両、消防職員を増やすことは容易ではないため、隣接する消防局が管轄区域を越えて応援する体制を強化するなどにより、消防力の維持充実を図ることについて検討する。

### (2) 全員参加による地域防災力の向上

人口減少による担い手不足対策としては、誰もが防災の担い手であることを大前提として、各人の身の丈に合った消防防災活動が行えるようにすることが必要と考えられるところであるが、地域防災力の中核として欠くことのできない存在である消防団がより一層地域と密着し、自主防災組織と連携するなどにより、消防力の維持充実を図ることについて検討する。

## 6 検討の状況

### (1) 消防局相互の連携協力

#### ア 相互応援の拡充

現在、県内の三消防局では、消防組織法（昭和27年法律第226号）第39条に基づき、相互に応援する体制を整えている。

消防署や出張所の配置状況を見ると、管轄区域を越えて他の消防局から応援出動した方が早く現場に到着する地域が一部に存在しており、この地域からの119番通報に対しては、応援出動を行うことを原則とすれば、消火、救急、救助などの活動を現在よりも迅速に開始することができ、また受援側においても、他の事案に対応する体制を維持することができるとの意見があった。

一方で、管轄区域外で活動するためには、地域の水利などの情報が必要であることから、管轄を跨いだ消防職員同士の合同訓練を行うなど、現場の体制整備を進めることが必要である。また、他の管轄区域に応援のため出動している最中に自らの管轄区域で事案が発生した場合の対応など、部隊運用全体の調整が必要となるとの意見があった。

住民サービスの観点からは、一定の地域の出動事案発生時には応援出動することを原則とすることはサービス向上につながるが、そのためには十分な検討が必要である。

なお、現在の三消防局の体制の下での運用について、県民からの特段の不満はなく、問題はないとの意見や、県内における住民サービスの向上につながる消防の施策にはどのようなものがあるのか知りたいとの意見があった。

#### イ 指令業務の共同運用の導入の必要性の有無に関して検討すべき論点

管轄を越えた効率的な応援を実現するために、指令業務を共同運用して情報を一元的に把握し、一定の場合には応援出動を命じる取り扱いを行っている事例がある。

指令業務の共同運用を行っている全国47の地域（消防本部数199）に対しその内容等を把握するためアンケート調査を行うとともに、県内の各消防局で指令業務に従事する職員による検討を行った結果、共同運用の効果と課題について明確にするためには、次の(ア)から(キ)までの論点を検討する必要がある。

なお、指令業務の共同運用に対しては、リスク分散の観点や一極集中のおそれから反対する意見や、現状の指令業務の運用が問題なく行われていることから、現時点では議論は時期尚早であるとの意見も多かった。

#### (ア) 管轄区域外への出動

指令業務を共同運用していない消防局間の相互応援は、電話による要請を受けて行われることから、出動までに少しタイムラグが生じるが、事案に応じた適切な部隊を派遣することができるという効果もある。

また、携帯電話からの通報を管轄外の消防局が受信した場合には、現場位置が判明した時点で、通報者と関係消防局との三者通話の機能を利用して、ワンストップと同様の対応が行われている。

しかし、管轄区域外で適切に活動するためには、訓練などで管轄の部隊と連携できる体制を準備することにより、管轄区域外の水利等の地域状況や各消防局の活動方針などの情報を知っ

ておく必要があるが、救急業務に限れば場所の違いが活動内容に影響することは少ないと考えられる。

#### (イ) 部隊運用

部隊運用の責任者は消防局長であるが、あらかじめ災害種別（火災、救急などの別）とその程度、場所に応じ、出動する部隊が定められており、その範囲内で出動指令を出す権限を委任されている指令員が、そのプログラムが組み込まれた指令システムによって、出動指令を出している。

更に、管轄区域内のことを承知している指令員には、一定の範囲内でプログラムを超えた出動指令を出すことが認められている。プログラムどおりの出動指令では、現在提供されているサービスよりも低水準のサービスとなるので、共同運用しても、通報は所管の消防局の通信員が受けるといった工夫が必要であると考えられる。

なお、全国的には、現場到着時間の短縮、初動での出場部隊の増隊といった住民へのサービス水準を向上させる目的で、出動エリアを変更するプログラムの見直しを行った例は少なく、また、県内消防局では、管轄区域外から出動させるべきであったと考えられる 119 番通報は、極めて少ない状況にあるとの意見があった。

#### (ウ) 費用

「鳥取県内消防指令業務共同運用勉強会」の報告書（平成 23 年 2 月）（以下、「報告書という。」）では、指令システム整備費及び保守管理費が減るとの結果が示されている。

しかし、指令システムの不具合に備えたバックアップシステムや指令センターと消防局との情報共有のためのシステムの整備内容によってトータルとしての費用は大きく変動するので、費用については、無線設備の改修を含むさらに具体的な検討が必要である。

※ なお、座長は上記のとおり提案し、多くの委員から異論はなかったものではあるが、鳥取市と東部広域の委員から「費用については、無線設備の改修を含むさらに具体的な検討が必要である。」の部分については削除を求める意見があった。

#### (エ) 指令員の数

報告書では、指令員の総数は減るとの結果が示されている。

削減された指令員を他の部署に配置すれば住民サービスの向上につながると考えられるが、共同運用している全国事例では、署所への再配置ではなく、指令センターとの連絡業務に配置する例が多数であり、削減した指令員を現場に再配置できるかどうかの検討が必要である。

※ なお、座長は上記のとおり提案し、多くの委員から異論はなかったものではあるが、鳥取市と東部広域の委員から説明はあったが、議論としてまとまっておらず、「削減した指令員を現場に再配置できるかどうかの検討が必要」の部分については削除を求める意見があった。

#### (オ) 消防局との連絡体制

災害時など消防局に災害対策本部等が設置され、消防局で部隊運用の判断を行う場合は、関係職員が指令センターに集まって情報をリアルタイムで把握できるような体制をとっているが、共同運用後は、指令センターとの情報共有のためのシステムが必要となると考えられる。

共同運用している全国事例では、音声による情報のやりとりを行っている例がほとんどである。しかし、車両出動状況、119 番通報状況など指令センターで表示されている情報を消防局でも見られるようにすること（テレビ会議システム又は情報表示装置の整備）が望ましいとの意見があった。

※ なお、座長は上記のとおり提案し、多くの委員から異論はなかったものではあるが、鳥取市と東部広域の委員から「共同運用後は、指令センターとの情報共有のためのシステムが必要となると考えられる。」の部分については削除を求める意見があった。

#### (カ) バックアップシステム

指令センターが機能しなくなった場合に備えて、各消防局とも 119 番通報を消防署で受け付けるバックアップを整備している。

各消防署の管轄区域程度であれば、簡易型指令台や聞き取った住所からの検索で対応可能と考えられるが、全県の事案に対応する共同指令センターの機能は、地図情報の表示なしで対応することは極めて困難であり、予備システムの整備が不可欠との意見があった。

#### (キ) 無線設備

現在の無線設備は、デジタル化と指令システムの整備とを同時並行で行ったものであり、指令システムを更新する場合、無線設備は既存のものを使用することが予定されている。

また、そのメーカーは、各消防局で異なっているが、指令システムの更新の方を先に行う必要があるため、共同指令センターを整備するのであれば、指令システムと無線設備のメーカーが異

なる事態が発生し、無線の相互接続のための改修が必要となる。

無線と指令システムの接続については、別々のメーカーでも可能となるように共通仕様が検討されているところだが、その仕様にあわせるために必要な費用の額は不明である。

## (2) 消防団の充実強化

消防団は、自主防災組織とは異なり、ポンプ自動車、防火服等の資機材を保有し、それを取り扱うための教育訓練も受けている。このため、出動事案が発生した際には、常備消防と一緒に消火、救助活動を行うとともに、要員動員力と地域密着性を活かして、避難の呼びかけ、逃げ遅れの確認、避難者の支援など幅広い活動が期待されている。

しかし、消防団員は別に職業を有しており、被用者の団員が増えていることから、ポンプ操法の練習に参加することが団員の負担になっている面があることも否定できないとの意見があった。

また、日中、住所地に所在しない団員も多く、日中に出動事案が発生した場合の参集には不安があるとの意見があった。

そこで、地域に存する事業所の従業員を入団させ、あるいは特定の活動にのみ従事する機能別団員制度を設けるなど、入団しやすい環境づくりに努めるべきとの意見があった。

更に、消防団員の確保には女性や子どもに対する働きかけが有効であり、次の(7)から(9)までのような取組みを行っていくべきとの意見があった。

これらの意見に基づいた施策を実行し、消防団の充実強化を図っていくべきである。

(7) 消防団員や消防職員が保育園や学校に出向いて、避難訓練や防災教育のお手伝いをするなどで、消防に対する子どもたちの関心を高めることができるほか、地域の活動や行事に消防団が参加することで地域住民とのつながりも増え、消防団への理解が深まり、新規の入団にもつながることができる。

(8) 新興住宅地などでは、住民に消防団員がいないところもあるが、自治会・町内会が近隣の消防団と共同で訓練を行うことで、住民と消防団との交流も生まれ、地域防災力の強化にも資する。

(9) 子どもたちだけでなく子育て世代の親も参加する、防災教育プログラムである「イザ！カエルキャラバン」は、消防団や消防署の仕事や役割について理解していただく契機となる。そのようなイベントの効果的な広報についても工夫が必要である。

## 7 今後の検討

今後は、平素行われている消防力の維持充実の検討の一つとして、必要に応じて実務者（消防局職員、行政職員）で研究する。その後、更に幅広い意見を聞く必要が生じた場合には有識者や県民の意見を聞く場を改めて設けるものとする。

※ なお、「その後、更に幅広い意見を聞く必要が生じた場合には有識者や県民の意見を聞く場を改めて設けるものとする。」の部分については、座長が提案し、多くの委員から異論はなかったものではあるが、鳥取市と東部広域の委員から座長発言のみを記述したもので、研究会で了承されたものではないとの理由により、削除を求める意見があった。



## 第65回鳥取県消防ポンプ操法大会の開催結果について

令和元年7月19日  
消 防 防 災 課

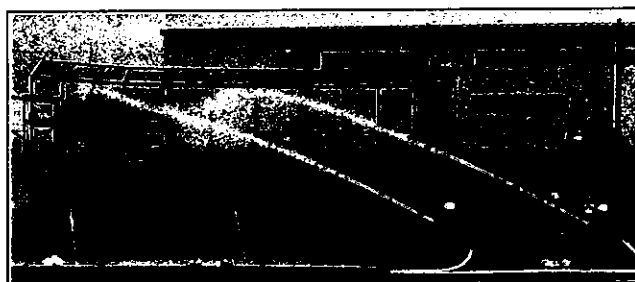
消防団員が火災から地域住民の生命・身体・財産を守るために必要な技術の向上及び士気の高揚を図り、もって消防団の消防活動の充実に寄与することを目的として、次のとおり「第65回鳥取県消防ポンプ操法大会」を開催しました。

- 1 開催日時 令和元年7月7日（日）午前10時から午後3時30分まで
- 2 開催場所 鳥取県消防学校 屋外訓練場（米子市流通町1350番地）
- 3 主催 鳥取県、公益財団法人鳥取県消防協会

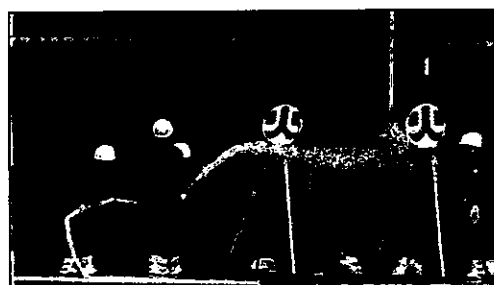
### 4 出場分団

出場する分団は各地区の予選を経て決定

- (1) ポンプ車操法の部 計12チーム（5人で1チーム）
- (2) 小型ポンプ操法の部 計11チーム（4人で1チーム）
- (3) 軽可搬ポンプ操法披露の部 鳥取市消防団女性分団、八頭町女性消防隊



ポンプ車操法の部 放水の様子



軽可搬ポンプ操法の部 放水の様子

### 5 成績

ポンプ車操法の部優勝の米子市消防団夜見分団は2年連続の優勝、小型ポンプ操法の部優勝の米子市消防団福生東分団は8年連続の優勝です。

	ポンプ車操法の部	小型ポンプ操法の部
優 勝	米子市消防団 夜見分団	米子市消防団 福生東分団
準 優 勝	湯梨浜町消防団 第7分団	伯耆町消防団 第6分団
第 3 位	鳥取市消防団 青谷第5分団	鳥取市消防団 鹿野第2分団

※女性消防隊には順位を付さない

### 6 全国大会への出場

令和元年11月13日（水）横浜赤レンガ倉庫イベント広場で開催される第24回全国女性消防操法大会には、鳥取県代表として、八頭町女性消防隊が出場します。

（ポンプ車操法の部、小型ポンプ操法の部の全国大会は、女性消防操法全国大会との隔年開催のため、本年度の開催はありません。）

